

竹下義樹委員から寄せられた御意見【障害者福祉・地域福祉】

意見書

竹下義樹

第1 障害者福祉に関して

1 「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」について

- (1) 本プランが制定されたことによって、行政がどのような政策を実施してきたかを踏まえ、市民の意識がどのように変化したかを検証することが必要である。
- (2) 同プランは「人権の尊重と理解」を掲げているが、障害者問題においてどのような内容をもって「人権」として、市民にその理解を求めているのかが十分には明確にされていないのではないかと。そのために、障害のある人の人権問題についての市民の理解に結びつく結果とはなっていないのではないかと。
- (3) 同プランは障害のある市民を権利の主体として明確に位置づけていると言えるのか。人権問題を考える場合、どのような分野（あるいはどのようなカテゴリー）でどのような人権侵害（差別）が発生しているかを明確にし、そこから市民の意識改革を図らなければ人権問題は解決しない。
- (4) 同プランは「教育・育成の充実」を掲げているが、統合教育ないし地域に統合された環境の下での「教育・育成の充実」が明確に位置づけられていなければ、障害のある人の権利条約の批准を前提とした場合のインクルーシブな教育実践とは言えない。
- (5) 同プランは「地域社会生活への支援の拡充」を掲げているが、障害のある市民を地域の一員として位置づけた上でのプランでなければならない。障害のある市民が地域において支援される対象者としての存在としてしか位置づけられていない場合は、いつまでも統合された地域とは言えない。「ひとりひとりが支え、支えあうまち」と言えるための地域づくりを実現するためには、障害のある市民が主体的に行動し、参加できる環境でなければならない、そのためには障害のある市民の主体性を高めることが第1次的に必要なことである。

2 障害のある人の権利条約に関連して

- (1) 障害のある人の権利条約は、2011年までには批准されるものと思われる。障がい者制度改革推進会議は、それを前提に国内法整備を進めようとしているし、国内法整備の前提としての理念を確立しようとしている。自治体においても、そうした国の流れを踏まえ、自治体としての政策を準備していくことは必要である。

(2) 条約が批准され、障害者自立支援法に代わる「障がい者総合福祉法（仮称）」が制定され、障害者基本法の改正や障害者差別禁止法（仮称）が制定された場合、自治体としての役割や機能は独自に考えておかなければならない。行政と市民（事業所も含む）と障害のある市民がどのような役割を担い、どのような関係を築くことが地域におけるノーマライゼーションを前進させることにつながるかは、自治体の責任において実施される施策によって決定づけられるのである。

(3) 障害者差別禁止法が制定された場合、市民の意識改革を推進するためには、自治体による施策や地域における福祉力の充実が必要不可欠である（それゆえに、「障害者差別禁止条例」の必要性もあることになる）。

障がい者総合福祉法（仮称）が制定されるとしても、自治体の役割は大きくなる。障害のある人の地域生活への移行は、各地方の特性を踏まえた自治体の政策に委ねられるからである。今後は、「京都の障害者福祉」と呼べるような独自性をもった、あるいは地域の特性を生かしたまちづくりが必要である。

(4) 国においても、条例との関連において「障害」や「障害者」の定義が大きく変えられようとしているが、自治体においても障害のある人の地域における支援を考える場合、従来の「障害」ないし「障害のある市民」の概念にこだわるべきではない。あくまでも、地域における人間らしい生活が阻害されている市民が存在する限りは、全ての場合福祉的支援の対象となるものと考えべきであるから、そうした視点から障害のある市民の範囲や概念も広げた上で、施策の理念を考え、具体化することが必要である。

(5) 京都市ユニバーサルデザイン推進条例は、まちづくり等を進め、市民（事業者）を誘導する上で評価に値するが、市民の意識を変えるためのものとしては不十分である。心の問題（差別の問題）や障害のある人の積極的な行動を引き出すための規定（障害のある人からバリアの除去を請求することができる規定や差別事象を排除するための請求権）が必要である。

第2 地域福祉に関して

1 相談体制について

(1) 相談機関が整備されてきているが、それらの相談機関は分野別に縦割りとなっているため、総合的あるいは地域に統合された相談センターになっていない。相談機関（センター）が地域づくりの拠点となるためには、分野別（カテゴリー別）のセンターではなく、総合的ないし統合された機能を果たすことのできる相談センターでなければならない。

(2) 高齢者の増加が地域福祉にとって負担となるとか、マイナス的要素とし

てとらえることは妥当ではない。増加する高齢者を含めた地域力を向上させる理念と施策が創造されてはじめて社会の進歩が実現するのである。

(3) 経済的困窮者に対する支援や要介護者に対する支援は、社会をあるいは地域を活性化させることにつながるという視点が必要であり、それを放置すれば地域の活力も経済の活性化も実現しないのである。

2 地域の福祉力について

(1) 地域の福祉力、あるいは地域力という目標は、具体的には何を意味しているのかが市民に徹底されていない。

(2) 地域の福祉力の強化と障害のある市民に対する支援、あるいはノーマライゼーションの徹底を1つの問題として考えることが必要であるが、そのためにはどのような理念やどのような内容の施策が必要であるかを明らかにしていくことも必要である。